

○施設入所支援サービス費

基本部分		注	注								
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合				
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (453単位) (2) 区分5 (382単位) (3) 区分4 (308単位) (4) 区分3 (232単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (168単位)	×965/1000	×70/100	×95/100	×95/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (356単位) (2) 区分5 (297単位) (3) 区分4 (235単位) (4) 区分3 (185単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (146単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算				
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (295単位) (2) 区分5 (247単位) (3) 区分4 (198単位) (4) 区分3 (162単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (132単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算				
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (269単位) (2) 区分5 (223単位) (3) 区分4 (178単位) (4) 区分3 (146単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (125単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算				
ホ 経過的施設入所支援サービス費 (別表のとおり)											
夜勤職員配置体制加算	(1)定員21人以上40人以下 (1日につき49単位を加算) (2)定員41人以上60人以下 (1日につき41単位を加算) (3)定員61人以上 (1日につき36単位を加算)					×965/1000					
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (一) 体制を整えた場合 (1日につき7単位を加算) (二) 夜間支援を行った場合 (1日につき180単位を加算)									注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位	
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)										
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)										
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)					×965/1000				8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定	
入院時支援特別加算	(1) 90日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 90日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)										
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)										
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)										
栄養マネジメント加算	(1日につき12単位を加算)										
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)										
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)										
療養食加算	(1日につき23単位を加算)										
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×50/1000) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000) ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/1000) ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/1000)					注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)					注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					